

平成 2 6 年第 4 回墨田区議会定例会提出予定案件（追加）

条例

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

報告

- 1 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき処分した平成 2 6 年度墨田区一般会計補正予算の報告及び承認について

平成 2 6 年第 4 回墨田区議会定例会提出予定案件概要（追加）

条例

1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（ 1 ）改正理由

特別区人事委員会の勧告等に伴い、職員の給料表、地域手当の支給割合、勤勉手当の支給月数等を改定する。

（ 2 ）内容、施行期日等

別紙のとおり

2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（ 1 ）改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等に基づき平成 2 7 年度以後の職員の給料月額を引き下げることに伴い、退職手当の調整額の算出に係るポイントを次のとおり改定する。

区 分	適用区分	現 行	改 正 案
第 1 号区分	部長	3 6 0	4 0 2
第 2 号区分	統括課長	3 0 0	3 3 5
第 3 号区分	課長・園長	2 4 0	2 6 8
第 4 号区分	総括係長・副園長	1 8 5	2 0 7
第 5 号区分	係長・統括技能長	1 6 5	1 8 5
第 6 号区分	技能長	1 5 0	1 6 8
第 7 号区分	主任主事 技能主任 主任教諭	1 3 0	1 4 6
第 8 号区分	上記以外の職員	0	〔現行どおり〕

調整額単価 1 , 0 0 0 円（改定なし）

（ 2 ）施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日

3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（ 1 ）改正理由

特別区人事委員会の勧告等に伴い、幼稚園教育職員の給料表、地域手当の支給割合、勤勉手当の支給月数等を改定する。

（ 2 ）内容、施行期日等

別紙のとおり

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園
教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例概要

1 給料表の改定

(1) 平成26年度

特別区人事委員会の勧告等のとおり、給料月額の上上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均809円(0.20%)

給料 686円

はね返り 123円

1 任用資格基準及び係長職以上の職責の高まり等を考慮した上げを行う。

2 類初任給については、国の状況及び民間事業所の動向を総合的に勘案し、
上げを行わない。

(2) 平成27年度以降

特別区人事委員会の勧告等のとおり、地域手当の支給割合の上げ(18%→
20%)に伴い、給料月額を同率程度引き下げる。

国の初任給との均衡及び人材確保の観点から、類初任給までの号給等
について下げを行わないこととし、これらの号給付近の号給等については
下げを緩和する。

2 諸手当の改定

(1) 地域手当の上げ

地域手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

18% 20%

(2) 単身赴任手当の上げ等

ア 単身赴任手当の基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の距離の区分に
応じ加算される限度額を引き上げる。

基礎額：2万円 3万円

加算限度額：7,000円 1万4,000円

イ 単身赴任手当の支給対象に再任用職員を加える。

幼稚園教育職員の給与に関する条例には、該当規定なし

(3) 管理職員特別勤務手当の改定

災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合の管理職員特別勤務手当を次のとおり新設する。

- ・職員 勤務1回につき 6,000円
- ・幼稚園教育職員 勤務1回につき 5,000円

(4) 勤勉手当の引上げ

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分		現 行	平成26年度(案)	平成27年度以降(案)
再任用職員 以外の職員	管 理 職 員 以外の職員	0.675 (年間:1.35)	0.925 (+0.25) (年間:1.60)	0.800 (+0.125) (年間:1.60)
	管 理 職 員	0.875 (年間:1.75)	1.125 (+0.25) (年間:2.00)	1.000 (+0.125) (年間:2.00)
再任用職員	管 理 職 員 以外の職員	0.325 (年間:0.65)	0.425 (+0.10) (年間:0.75)	0.375 (+0.050) (年間:0.75)
	管 理 職 員	0.425 (年間:0.85)	0.525 (+0.10) (年間:0.95)	0.475 (+0.050) (年間:0.95)

平成26年度分の引上げは、12月の支給において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 3.95月 → 4.20月 (+0.25月)
- ・再任用職員 2.10月 → 2.20月 (+0.10月)

3 施行期日等

- (1) 平成26年度の給料表の改定及び本年12月分の勤勉手当の引上げ 公布の日
平成26年度の給料表の改定は、本年4月1日から適用する。
- (2) 平成27年度の給料表及び勤勉手当、地域手当その他の諸手当の改定 平成27年4月1日

平成26年度 墨田区一般会計補正予算(第5号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
108,524,792	97,604	108,622,396

歳 出 97,604 千円

1 総務費 97,604千円
 (1) 選挙費 97,604千円
 ・ 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費 97,604千円

歳 入 97,604 千円

1 都支出金 97,604千円
 (1) 都委託金 97,604千円
 ・ 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 97,604千円

平成26年度 墨田区一般会計補正予算(第6号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
108,622,396	1,388,474	110,010,870

歳 出 **1,388,474 千円**

1	総務費	657,948千円
(1)	総務管理費	657,948千円
	・ 東京大空襲70周年記念事業費	3,500千円
	・ 電子計算組織の管理運営費追加	19,950千円
	・ 財政調整基金積立金追加	634,498千円
2	区民生活費	158,000千円
(1)	区民諸費	8,000千円
	・ 私立幼稚園施設整備資金貸付事業費追加	8,000千円
(2)	文化振興費	150,000千円
	・ すみだ北斎美術館開設準備経費追加	150,000千円
3	衛生費	118,826千円
(1)	公衆衛生費	118,826千円
	・ 予防接種費追加	118,826千円
4	産業観光費	10,316千円
(1)	観光費	10,316千円
	・ 区内循環バス運行等経費追加	10,316千円
5	土木費	87,000千円
(1)	道路橋梁費	87,000千円
	・ 道路景観整備事業費減額	87,000千円
6	教育費	384千円
(1)	教育総務費	384千円
	・ いじめ・不登校防止対策経費追加	384千円
7	諸支出金	530,000千円
(1)	償還金及び還付金	530,000千円
	・ 過年度国庫支出金等返還金追加	530,000千円

歳 入 **1,388,474 千円**

1	国庫支出金	15,463千円
(1)	国庫補助金	15,463千円
	・ 番号制度構築事業費追加	15,463千円
2	繰越金	674,128千円
(1)	繰越金	674,128千円
3	諸収入	1,385千円
(1)	受託事業収入	1,385千円
	・ 予防接種事業収入追加	1,385千円
4	繰入金	784,498千円
(1)	基金繰入金	150,000千円
	・ 北斎基金繰入金追加	150,000千円

- (2) 特別会計繰入金 634,498千円
- ・ 国民健康保険特別会計繰入金追加 269,913千円
 - ・ 介護保険特別会計繰入金追加 144,704千円
 - ・ 後期高齢者医療特別会計繰入金追加 219,881千円

5 特別区債 87,000千円

- (1) 特別区債 87,000千円
- ・ 道路整備事業費減額 87,000千円

債務負担行為補正

(変更)

(単位:千円)

事 項	変 更 前	変 更 後
	限 度 額	限 度 額
道路景観整備事業	43,000	143,000

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
園舎改修事業 (きんし保育園)	平成26年度～ 平成27年度	45,500

特別区債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	変更前	変更後
	限度額	限度額
道路整備事業	1,249,000	1,162,000